

# 大阪府外客来訪促進計画

概 要 版

平成 1 7 年 1 0 月

大 阪 府

## 前 文

本府においては、平成 14 年の「観光立都・大阪」宣言、同アクション・プログラムに基づき、オール大阪の観光推進体制である(財)大阪観光コンベンション協会の発足をはじめ、種々の観光振興施策に取り組んできた。

また、経済団体や有識者等から観光振興に関する様々な提言がなされ、関西広域連携協議会や関西国際観光推進センターにおいて広域的な取組みが展開されている。

一方、国においては、平成 15 年 1 月の内閣総理大臣の施政方針演説において海外からの観光客の誘致を、2010 年までに 1000 万人に倍増させるとの目標を掲げた後、観光立国行動計画が平成 15 年に策定された。この行動計画に基づき、ビットジャパン・キャンペーンの展開や訪日ビザの緩和措置が継続的に講じられている。

このような状況のもと、今後飛躍的な増加が期待される東アジアを中心とする外国人観光旅客の誘致を進めるためには、海外での効果的なプロモーションや受入体制整備など、国内の観光客とは異なる総合的な取組みが必要である。

観光振興は、大阪の都市魅力をいかに高めるかという、まちづくり全体に関わるテーマであり、中長期的な取組みが必要である。しかし、アジアの観光客誘致をめぐる厳しい地域間競争のなかでは、迅速な対応が求められており、中長期的な視点をもちながら、平成 17 年度から 3 年間で重点的・集中的に取り組む施策や事業を「大阪府観光戦略プログラム」としてとりまとめた。

今般の「外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律」の改正により、「大阪府観光戦略プログラム」の理念を踏まえた「大阪府外客来訪促進計画」を策定し、「観光立都・大阪 = ターゲットは東アジア」をテーマに、大阪の観光魅力を積極的にプロモートしていく。

## **1 外客来訪促進地域の区域**

外客来訪促進地域の区域は、外国人観光旅客にアピールする魅力度の高い観光資源を有する大阪府全市町村（43市町村）により構成するものとする。

## **2 宿泊拠点地区の区域**

外客来訪促進地域を構成する市町村の中から、国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル・旅館またはウェルカムインが相当数存在し、外国人観光旅客が宿泊・滞在するための受入体制や緊急時に対応できる医療体制が整備されている大阪市とする。

## **3 外客来訪促進地域における観光ルート**

大阪府の外客来訪促進地域における文化、歴史、自然、都市等の魅力度の高い観光資源を総合的に結びつける観光ルートは別図のとおりとする。

## **4 外国人観光旅客に対する案内施設の整備の方針**

(1) 海外からの観光旅客の多様なニーズに対応した的確な観光情報を提供するため、府内の既存観光案内所の多言語対応を促進するなど、外国人観光旅客に対する案内対応の充実を図る。

(2) 大阪府域における観光旅客の増加及び滞在期間の長期化を促進するため、インターネットを活用し、観光情報を瞬時に提供するとともに、情報発信力の強化を図る。

また、大阪の文化、歴史、産業等の多彩な都市魅力を紹介するパンフレット（英、韓、中）やマップ、観光ビデオ等を作成・配布する。

## **5 外客来訪促進地域の海外における宣伝の方針その他外客来訪促進地域への外国人観光旅客の促進に関する事項**

### **(1) 宣伝の方針**

重点ターゲットである東アジアのなかでも、日本への団体観光が始まったばかりの中国と既に数多くの旅行客が訪れ、個人やグループによるリピーターの比率が高い韓国、台湾、香港とでは旅行事情やニーズが異なる。国や地域の違いを踏まえたうえで、より効果的な宣伝・プロモーションを実施していく。

来訪者のニーズに合わせて、観光資源を新しく魅力的なストーリーとなるよう発掘・再構築し、観光資源の宝庫ともいえる関西の多彩な魅力と組み合わせて、大阪ブランド、関西ブランドとして発信していく。

具体的な方策

ア 海外プロモーションの展開

イ 修学旅行の誘致

ウ 国際会議・インセンティブツアーの誘致

(2) 案内標識等の整備の方針

リピーターを確保するためには、外国人観光旅客が快適に大阪滞在を楽しむことができ、「特別のもてなし感」を感じられるようなまちづくりが必要である。

旅行者が不満・不便と感じている「言葉の壁」等の問題を解消するため、街角や公共交通機関の案内表示の多言語化を推進していくものとする。

(3) 計画推進体制の整備

本府をはじめ府内地方自治体及び海外観光プロモーション等の事業を総合的かつ効果的に推進する「財団法人 大阪観光コンベンション協会」を主体として、官民一体となって本計画を推進していくものとする。

(4) 医療体制の整備

現在、「外国人のための医療情報ガイド」において、日本の診療や医療保険制度、地域別・言語別（英語・中国語・韓国語）に医療を受けられる医療機関等を紹介しており、今後も医療情報の充実につとめていく。

(5) 外国人観光旅客の誘致目標

平成 19（2007）年度までに来阪外国人旅行者数 200 万人程度達成をめざす（15 年度 145 万人）

<別 図>

### 外客来訪促進地域における観光ルート

